

河内財産区

平成 2 5 年 3 月 1 日付け津市監査委員告示第 2 号公表分

監査の結果	河内財産区が所有している旧津市河内公民館について、当該公民館の敷地は市有地(行政財産)であるにもかかわらず、市の使用許可を得ていないことから、速やかに適正な措置を講じられたい。
措置の内容	旧津市河内公民館の敷地については、市の行政財産使用許可書により許可を得て使用することとした。